

2025年日本カート選手権規定

※下線部：変更箇所

2025年規則	2024年規則
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>第1条 目的            一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」と言う。）は<u>2025年</u>（以下「当該年」と言う。）のカート競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定を制定する。</p>	<p>第1条 目的            一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」と言う。）は<u>2024年</u>（以下「当該年」と言う。）のカート競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定を制定する。</p>
<p>第2条 日本カート選手権の区分            日本カート選手権は次の通り区分される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全日本選手権 <u>(Japanese Karting Championship)</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 全日本選手権OK</li> <li>2) 全日本選手権FS-125/FP-3</li> </ol> </li> <li>2. 地方選手権 <u>(Japanese Regional Karting Championship)</u></li> <li>3. ジュニア選手権 <u>(Japanese Junior Karting Championship)</u></li> </ol>	<p>第2条 日本カート選手権の区分            日本カート選手権は次の通り区分される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全日本選手権           <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 全日本選手権OK</li> <li>2) 全日本選手権FS-125/FP-3</li> </ol> </li> <li>2. 地方選手権</li> <li>3. ジュニア選手権</li> </ol>
<p>第3～19条（略）</p>	<p>第3～19条（略）</p>
<p>第2章 全日本選手権</p>	<p>第2章 全日本選手権</p>
<p>第20～21条（略）</p>	<p>第20～21条（略）</p>
<p>第22条 ドライバーの出場資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. OK部門：           <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>国際Eまたは国際Fライセンス</u>所持者。</li> <li>2) （略）</li> </ol> </li> <li>2. ～4. （略）</li> </ol>	<p>第22条 ドライバーの出場資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. OK部門：           <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>国際E</u>の所持者。</li> <li>2) （略）</li> </ol> </li> <li>2. ～4. （略）</li> </ol>

第23～24条（略）

第25条 申請と認定

1. ～2. （略）
3. J A Fは、全日本選手権F S－1 2 5部門およびF P－3部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、2競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
4. ～5. （略）

第26～27条（略）

第28条 得点基準

1. ～2. （略）
3. F S－1 2 5部門およびF P－3部門のシリーズの順位は各レースで獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の7 5 %（以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが6回に満たない場合は、全得点を合算する。
4. （略）

第29条 競技番号の指定

前年の全日本選手権の各部門1位の者が引き続き当該部門に参加する場合、当該選手権者に対して「1番」の競技番号を与える。それ以外の番号については、参加者の希望により、ドライバーの実績等を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。

なお、前年の全日本選手権の各部門で1位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、あるいは使用を希望しない場合、当該競技番号は空番号となる。

第30条（略）

第23～24条（略）

第25条 申請と認定

1. ～2. （略）
3. J A Fは、全日本選手権F S－1 2 5部門およびF P－3部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、3競技会以上8競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
4. ～5. （略）

第26～27条（略）

第28条 得点基準

1. ～2. （略）
3. F S－1 2 5部門およびF P－3部門のシリーズの順位は各レースで獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の5 0 %（以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが6回に満たない場合は、全得点を合算する。
4. （略）

第29条 競技番号の指定

前年の全日本選手権の各部門1位から10位の者に対して、順位と同一の競技番号を与える。これを適用できない場合、ドライバーの実績を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。

なお、前年の全日本選手権の各部門で1位から10位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、当該競技番号は空番号となる。

第30条（略）

### 第3章 地方選手権

第31条 (略)

#### 第32条 競技車両

地方選手権に参加が認められるカート競技車両は、オーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した技術規則に定める車両 ( F P - J r 、 F P - J r Cadets、Mini、EV Junior、EV Junior Cadetsを除く) とする。

#### 第33条 ドライバーの出場資格

地方選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

なお、一つの競技会における同一ドライバーの参加できる部門は一部門のみとする。

ジュニア B ドライバーライセンス以上の所持者 (満13歳以上または当該年13歳になる者) とし、詳細はオーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した競技規則に定めることとする。

ただし、F C、F C - 2、K Z 1、K Z 2の各部門は国内 B ドライバーライセンス以上の所持者とする。

第 34～41 条 (略)

### 第4章 ジュニア選手権

第 42～49 条 (略)

#### 第 50 条 得点基準

1. ～ 2. (略)

### 第3章 地方選手権

第31条 (略)

#### 第32条 競技車両

地方選手権に参加が認められるカート競技車両は、オーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した技術規則に定める車両 ( F P - J r 、 F P - J r Cadets、Miniを除く) とする。

#### 第33条 ドライバーの出場資格

地方選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

なお、一つの競技会における同一ドライバーの参加できる部門は一部門のみとする。

ジュニア B ドライバーライセンス以上の所持者 (満12歳以上または当該年12歳になる者) とし、詳細はオーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した競技規則に定めることとする。

ただし、F C - 2 部門は、国内 B ドライバーライセンス以上の所持者とする。

第34～41条 (略)

### 第4章 ジュニア選手権

第42～49条 (略)

#### 第50条 得点基準

1. ～ 2. (略)

3. 得点合計の対象となるのは、選手権競技会として開催されたシリーズ毎の当該部門レース合計数の75%（小数点以下四捨五入）とし、その得点合計によりシリーズ順位を決定する。成立したレースが4回に満たない場合は、全得点を合算する。

#### 第51条 競技番号の指定

前年のジュニア選手権の各部門1位の者が引き続き当該部門に参加する場合、当該選手権者に対して「1番」の競技番号を与える。それ以外の番号については、参加者の希望により、ドライバーの実績等を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。

なお、前年のジュニア選手権の各部門で1位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、あるいは使用を希望しない場合、当該競技番号は空番号となる。

#### 第52条（略）

#### 第53条 本規定の施行

本規定は、2025年1月1日より施行する。

3. 得点合計の対象となるのは、選手権競技会として開催されたシリーズ毎の当該部門レース合計数の50%（小数点以下四捨五入）とし、その得点合計によりシリーズ順位を決定する。成立したレースが4回に満たない場合は、全得点を合算する。

#### 第51条 競技番号の指定

本年度のジュニア選手権各部門各シリーズ1位から10位の者に対して、翌年も本ジュニア選手権の同一部門同一シリーズに出場する場合には、順位と同一の競技番号を与える。

#### 第52条（略）

#### 第53条 本規定の施行

本規定は、2024年1月1日より施行する。